

## 豊頃町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

令和6年3月13日  
告示第 7 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する町民に対し、予算の範囲内で自転車用ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット SG マーク、JCF マークのほか、同等の安全性の認証を受けた新品の自転車用ヘルメットをいう。
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行なう者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。
- (3) 使用者 ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」)は、次に掲げる要件に該当のものとする。

- (1) 令和6年4月1日以降にヘルメットを購入し、かつ豊頃町の住民基本台帳に登録されている者で、現に当該住所に居住していること
- (2) 豊頃町内に店舗を有する事業者において購入したものであること
- (3) 過去3年以内にこの補助金の交付を受けていないこと
- (4) 同一の補助対象経費(次条に規定する補助対象経費をいう。)について、国、道その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと
- (5) その他、町長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、ヘルメット本体の購入費とし、付属品の購入費、送料、購入のための交通費等を含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1人につき3,000円(購入金額が3,000円未満については、購入価格とする。)とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、豊頃町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げるものを添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し等、代金の支払い手続きが完了したことを証する書類
- (2) 第2条第1号に掲げる認証の確認ができるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助対象者が未成年の場合は、その保護者等が申請をするものとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、豊頃町自転車用ヘルメット購入費補助金交付指令書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により、交付決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3) その他町長が補助金の交付を不適當と認めたとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

豊頃町長 様

豊頃町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

[申請者]  
住 所 〒 -  
豊頃町  
氏 名  
電話番号

豊頃町自転車用ヘルメット購入費補助金を受けたいので、次のとおり申請及び請求します。

記

1 ヘルメット 使用者	氏 名		申請者との続柄	
	生年月日	昭・平・令	年	月 日
	住 所	〒 -	豊頃町	
2 購入年月日	年 月 日			
3 ヘルメット 安全基準	SG マーク、・JCF マーク・その他（ ） ※いずれかに○印を付してください。			
4 購入金額	円（税込）			
5 補助金交付 申請額	円※ 上限 3,000 円（3,000 円未満の場合、購入価格）			
6 振込指定口座 （申請者本人 の口座に限りま す。）	金融機関		支 店 名	
	預金種別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	
	フリガナ 口座名義人			

（添付書類）

- 1 代金の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書の写し等）
- 2 安全基準の認証の確認ができるもの（認証マーク保証書、写真等）
- 3 振込口座の確認ができるもの（通帳、キャッシュカードの写し）

## 誓約書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- この書類に記載したヘルメットの使用者に係る本補助金の申請は、初めて又は前回交付から3年経過しています。
- このヘルメットは町内販売店で購入したものです。
- この書類に記載したヘルメットの使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 購入したヘルメットは新品であり、中古品（未使用品含む）ではありません。また、安全基準の認証を受けているものです。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではありません。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付は受けていません。
- 補助金の交付を受けたヘルメットの着用時等に発生した交通事故について、町が一切の責任を負わないことについて了承します。
- この書類等により町が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内において使用されることについて了承します。
- 補助金交付後、本補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、町の指示に従い速やかに補助金を返還します。
- 申請者（使用者）が自転車を利用する際は、ヘルメットを着用するよう努力します。

年 月 日

申請者  
氏名（自書）

様式第2号（第7条関係）

豊頃町指令第 号

年 月 日

住 所  
氏 名 様

豊頃町長

豊頃町自転車用ヘルメット購入費補助金交付指令書

年 月 日申請の豊頃町自転車用ヘルメット購入費補助金に対し、金 円補助します。ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 この補助金等は上記の目的以外に使用できません。
- 2 町長は、補助事業者が交付条件に違反したときは、補助金の決定の取消及び返還を命ずることができます。
- 3 この内容に対し、不服のある場合は、決定の通知を受けた日から3か月以内に書面をもって審査請求をすることができます。
- 4 「豊頃町補助金等交付規則」、「豊頃町補助金等交付要綱」及び「豊頃町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱」を厳守してください。
- 5 豊頃町情報公開条例30条第1項の規定に基づき、情報の開示請求がなされた場合は、公開に応じるよう努めてください。